

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 6年 12月 17日

協議会名: 長野市公共交通活性化・再生協議会

評価対象事業名: 地域公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
長野観光自動車株式会社	福祉タクシー導入(3台) (内訳) リフト付きの車両(1台) リフト付き以外の車両(2台)	—	A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	A 事業が計画に位置づけられた目標を達成した。	事業は本年度で完了した。

## 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 6年 12月 17日

協議会名:	長野市公共交通活性化・再生協議会
評価対象事業名:	地域公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業)
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>公共交通事業においては、モータリゼーションの進展により、住民の移動手段が自家用車に転化したことや、沿線人口の漸減と相まって、その利用者は著しく減少している。</p> <p>そのような状況下で、利用者の中心は長野市内に通学する学生や病院へ通院する高齢者であり、バス事業においては、バリアフリーに対応した超低床型車両(ノンステップバス)導入、タクシー事業においては、福祉対応車両(UD車両等)の需要が高まっており、交通弱者の移動性を確保することは、喫緊の課題となっている。</p> <p>令和2年には、バリアフリー法に基づいた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」による新たな整備目標が国から示され、長野市内の路線バス、タクシーにおいてもこうした車両の導入率を向上していく必要がある。</p> <p>この事業により、高齢者・障害者等の移動円滑化が図られるとともに、バス・タクシー利用者の増加にも寄与する。</p>